

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 酒井 勲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（3352）2271（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03（3352）2295
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社 八千代銀行 大和支店 （神奈川県大和市大和南一丁目4番4号）
	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日)	平成24年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
経常収益	百万円	32,592	31,805	44,314
経常利益	百万円	6,118	5,938	8,865
四半期純利益	百万円	4,022	5,098	
当期純利益	百万円			6,051
四半期包括利益	百万円	6,356	5,092	
包括利益	百万円			8,833
純資産額	百万円	104,599	110,338	106,464
総資産額	百万円	2,180,636	2,205,570	2,188,343
1株当たり四半期純利益金額	円	268.05	345.41	
1株当たり当期純利益金額	円			374.04
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	211.00	256.06	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			313.22
自己資本比率	%	4.79	4.99	4.86

		平成23年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日)	平成24年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	30.61	127.16

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末少数株主持分) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当四半期連結累計期間のわが国経済は、年度前半では復興需要やエコカー補助金等の効果により景気回復の兆しが垣間見える状況が続きました。しかし、自律回復には弱さが残るなか、海外経済の減速や日中関係の悪化等の影響を受け、景気は徐々に足踏み状態へと停滞感を強めました。年末には新政権が発足し、デフレ脱却や円高是正に向けた経済政策が掲げられたこと等で景気回復への期待は高まりつつありますが、雇用・所得環境をはじめ海外景気等の行方しだいでは景気後退も懸念され、先行きは慎重な見方が残る状況にあります。

こうした経済環境下、当行グループの当四半期連結累計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

当行では、事業法人室の増設や法人担当の増員等、事業先の開拓・深耕に注力していくための体制整備を進め、中小企業向け貸出を強化しており、当四半期連結会計期間末の貸出金残高は、前連結会計年度末比（平成24年3月末比、以下同じ。）147億円増加の1兆3,561億円となりました。預金につきましては、流動性預金が順調に推移したことで127億円増加の2兆648億円（譲渡性預金を含む）となり、有価証券につきましては、分散投資を進めるなかで社債の増加を主要因として、161億円増加の6,738億円となりました。

純資産につきましては、当四半期連結累計期間において利益計上となったこと等から、38億円増加の1,103億円となりました。

損益面につきましては、経常収益が前年同期比（以下同じ。）7億円減少の318億円となりました。これは、市場金利の低位推移を背景に国債等債券売却益が7億円増加したほか償却債権取立益が3億円増加したものの、利回りの低下を主要因として貸出金利息が11億円減少した他、貸倒引当金戻入益も9億円の減少となったこと等によります。また、経常費用は、預金利息が2億円減少したことや営業経費が4億円減少したこと等を主要因として、6億円減少の258億円となりました。

この結果、経常利益は1億円減益の59億円となりましたが、四半期純利益は法人税等合計が12億円減少したこともあり10億円増益の50億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間におきまして、資金運用収支は214億円、役務取引等収支は25億円、その他業務収支は30億円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は213億円、役務取引等収支は23億円、その他業務収支は34億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は1億円、役務取引等収支は1億円、その他業務収支は2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	22,332	179	14	22,497
	当第3四半期連結累計期間	21,331	171	12	21,490
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	23,684	206	15	12 23,874
	当第3四半期連結累計期間	22,414	194	14	11 22,594
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	1,351	27	1	12 1,376
	当第3四半期連結累計期間	1,083	22	1	11 1,104
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	2,422	155	5	2,582
	当第3四半期連結累計期間	2,379	153	5	2,538
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,073	184	263	3,993
	当第3四半期連結累計期間	4,039	180	262	3,957
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,650	29	269	1,411
	当第3四半期連結累計期間	1,660	27	267	1,419
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	2,449	33	758	1,724
	当第3四半期連結累計期間	3,494	218	710	3,002
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	3,405	33	1,426	2,012
	当第3四半期連結累計期間	4,136	218	1,281	3,073
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	956	-	668	287
	当第3四半期連結累計期間	642	-	571	71

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間におきまして、役務取引等収益は39億円、役務取引等費用は14億円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は40億円、役務取引等費用は16億円となり、また、国際業務部門の役務取引等収益は1.8億円、役務取引等費用は0.2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	4,073	184	263	3,993
	当第3四半期連結累計期間	4,039	180	262	3,957
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	915	-	2	913
	当第3四半期連結累計期間	911	-	2	909
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,419	174	0	1,593
	当第3四半期連結累計期間	1,403	174	0	1,576
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	12	-	-	12
	当第3四半期連結累計期間	12	-	-	12
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	87	-	-	87
	当第3四半期連結累計期間	84	-	-	84
うち保護預り ・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	176	-	-	176
	当第3四半期連結累計期間	173	-	-	173
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	609	-	261	348
	当第3四半期連結累計期間	617	-	259	357
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,650	29	269	1,411
	当第3四半期連結累計期間	1,660	27	267	1,419
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	291	29	-	321
	当第3四半期連結累計期間	290	26	-	316

(注) 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

当第3四半期連結会計期間におきまして、預金残高の総合計は2兆648億円となり、このうち国内業務部門の預金残高は2兆596億円、国際業務部門は預金残高は93億円となりました。

預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	2,025,375	9,528	3,338	2,031,566
	当第3四半期連結会計期間	2,052,782	9,377	3,029	2,059,130
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,001,195	-	695	1,000,499
	当第3四半期連結会計期間	1,048,277	-	1,147	1,047,130
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,011,419	-	2,642	1,008,777
	当第3四半期連結会計期間	986,155	-	1,882	984,273
うちその他	前第3四半期連結会計期間	12,760	9,528	-	22,289
	当第3四半期連結会計期間	18,349	9,377	-	27,726
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	6,211	-	300	5,911
	当第3四半期連結会計期間	6,822	-	1,070	5,752
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,031,587	9,528	3,638	2,037,478
	当第3四半期連結会計期間	2,059,604	9,377	4,099	2,064,882

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

当第3四半期連結会計期間におきまして、貸出金残高は1兆3,561億円となり、このうち国内業務部門の貸出金残高は1兆3,561億円、国際業務部門の貸出金残高は0.05億円となりました。

業種別では地方公共団体が278億円増加すると共に、卸売業、小売業が56億円増加した一方、各種サービス業が35億円が減少した他、不動産取引業が25億円減少いたしました。

業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,320,600	100.00	1,356,101	100.00
製造業	110,585	8.37	114,606	8.45
農業, 林業	315	0.02	128	0.01
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	155	0.01	-	-
建設業	78,020	5.91	77,521	5.72
電気・ガス・熱供給・水道業	6,275	0.48	4,903	0.36
情報通信業	18,361	1.39	17,813	1.31
運輸業, 郵便業	27,582	2.09	31,097	2.29
卸売業, 小売業	115,751	8.77	121,419	8.95
金融業, 保険業	70,626	5.35	70,430	5.20
不動産取引業(注)	122,463	9.27	119,921	8.84
不動産賃貸業等(注)	238,816	18.08	237,363	17.50
物品賃貸業	27,194	2.06	28,191	2.08
各種サービス業	115,578	8.75	112,055	8.26
地方公共団体	26,406	2.00	54,303	4.01
その他	362,469	27.45	366,345	27.02
国際業務部門	25	100.00	5	100.00
卸売業, 小売業	25	100.00	5	100.00
合計	1,320,625		1,356,107	

(注) 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)の事業及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200,000
第 種優先株式	2,000,000
計(注)	45,000,000

(注) 平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数から第 種優先株式3,800,000株を削除しております。(なお、当行は平成21年1月4日をもって端数等無償割当て(1株につき99株)を実施しており、削除した第 種優先株式の株式数については同割当てを実施したものと仮定して表示しております。)

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式(注1)	15,522,991	15,522,991	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
第 種優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等)(注2、4)	1,500,000	1,500,000		単元株式数 100株
新株予約権付社債 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等)(注3)				無担保転換 社債型新株 予約権付社債 50億円
計	17,022,991	17,022,991		

(注)1. 平成24年2月14日付で普通株式300,000株を消却しております。

(注)2. 第 種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、その内容は以下のとおりであります。

第 種優先株式は、当初取得価額(5,344.9円)の70%を下限(3,741.4円)に取得価額が下方のみ修正される定めとなっております。平成23年9月30日の修正日に当行普通株式の時価が下限の価額を下回ったことから、第 種優先株式の取得価額は3,741.4円に修正されました。これにより、第 種優先株式において取得請求があった場合には普通株式が4,009,194株増加します。

当行の決定による本第 種優先株式の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(注)3. 新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、その内容は以下のとおりであります。

新株予約権付社債は、当初転換価額(5,344.9円)の70%を下限(3,741.4円)に転換価額が下方のみ修正される定めとなっております。平成23年9月30日の修正日に当行普通株式の時価が下限の価額を下回ったことから、新株予約権付社債の転換価額は3,741.4円に修正されました。これにより、新株予約権付社債において転換請求があった場合には普通株式が1,336,398株増加します。

当行の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(注) 4 . 第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき、事業年度毎300円を、配当金として金銭により支払う。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、当行がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2) 優先中間配当金

当行は、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき1万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記1万円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(5) 募集株式等の割当てを受ける権利

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 取得請求権

本優先株主は、下記の条件にしたがって、本優先株式1株につき、以下に定める取得価額により、当行に対して、当行の普通株式の交付と引換えに本優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月31日から平成28年9月29日までとする。

(2) 取得条件

イ. 当初取得価額

当初取得価額は、5,344.9円とする。

ロ. 取得価額の修正

取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「取得価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額とする。取得価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、下記八.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、「取得価額修正日現在の時価」は下記八.に準じて調整される。

a. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。

b. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

ハ. 取得価額の調整

本優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行普通株} & + & \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ & & \text{式数} & & \text{1株当たりの時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \end{array}$$

a. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合(但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て(普通株主に普通株式の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。)については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式又は新株予約権の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。)

調整後の取得価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

上記八.に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当行の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とするとき。

b. その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

c. 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に上記八.又はに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記八.又はに準じて調整される。

a. 調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 調整後取得価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

二. 上記ロ.又は八.により取得価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項を本優先株主に通知する。但し、上記八. b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

ホ. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求したために提出した本優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

へ. 取得請求の効力発生

本優先株式の取得請求権の行使は、取得請求受付場所に当行所定の取得請求書及び本優先株式の株券を提出して行うものとする。

取得請求書及び本優先株式の株券が取得請求受付場所に到達したときをもって、当行は当該取得請求に係る本優先株式を取得し、当該取得請求をした本優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に取得の請求のなかった第 種優先株式を取得すると引換えに、第 種優先株式1株の払込金額相当額を以下の または に定める一定の金額（以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、一斉取得価額が一斉取得日直前の取得価額を上回る場合には、一斉取得価額は一斉取得日直前の取得価額とし、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には、一斉取得価額は下限取得価額とする。

一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 会社法322条第2項に規定する定款の定め（種類株主総会の決議を要しない旨の定款規定）はない。

(9) 第 種優先株主には、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、配当金が支払われ、また、残余財産の分配が行われるため、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配を優先することで、既存株主の発行済株式数に対する所有株式の割合に変動を及ぼすことなく新株発行による資金調達を行うためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第 3 四半期会計期間において発行した新株予約権等はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第 種優先株式

該当事項はありません。

新株予約権付社債

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	17,022	-	43,734	-	32,922

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 3 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前基準日である平成24年9月30日の株主名簿に基づき記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	1,500,000		第 種優先株式(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 639,700 (注2)		-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,264,300 (注2、3)	142,643 (注4)	-
単元未満株式	普通株式 618,991		-
発行済株式総数	17,022,991		
総株主の議決権		142,643	

- (注) 1. 第 種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
2. 「完全議決権株式(自己株式等)」の「株式数(株)」には、中間財務諸表及び中間連結財務諸表において、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式113,000株は、含まれておりません。
- なお、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式113,000株は「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」に含まれております。
3. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。
4. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目9番2号	639,700		639,700	4.12
計		639,700		639,700	4.12

- (注) 1. 「自己名義所有株式数(株)」及び「所有株式数の合計(株)」には、中間財務諸表及び中間連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式113,000株は含まれておりません。
2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数(15,522,991株)であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
現金預け金	51,411	38,926
コールローン及び買入手形	89,107	85,977
買入金銭債権	4,266	3,550
商品有価証券	75	215
金銭の信託	26	81
有価証券	657,736	673,887
貸出金	1,341,372	1,356,107
外国為替	2,041	3,106
その他資産	10,506	12,078
有形固定資産	31,682	31,126
無形固定資産	2,797	2,348
繰延税金資産	8,467	8,370
支払承諾見返	5,548	5,020
貸倒引当金	16,695	15,227
資産の部合計	2,188,343	2,205,570
負債の部		
預金	2,051,765	2,059,130
譲渡性預金	350	5,752
借入金	627	384
外国為替	0	6
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	10,005	11,722
賞与引当金	878	222
退職給付引当金	4,282	4,573
睡眠預金払戻損失引当金	458	458
再評価に係る繰延税金負債	2,961	2,961
支払承諾	5,548	5,020
負債の部合計	2,081,878	2,095,231
純資産の部		
資本金	43,734	43,734
資本剰余金	32,922	32,922
利益剰余金	29,311	32,998
自己株式	2,066	1,873
株主資本合計	103,902	107,782
その他有価証券評価差額金	2,165	2,150
繰延ヘッジ損益	24	23
土地再評価差額金	341	341
その他の包括利益累計額合計	2,482	2,468
少数株主持分	79	88
純資産の部合計	106,464	110,338
負債及び純資産の部合計	2,188,343	2,205,570

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
経常収益	32,592	31,805
資金運用収益	23,874	22,594
(うち貸出金利息)	19,404	18,274
(うち有価証券利息配当金)	3,840	3,780
役務取引等収益	3,993	3,957
その他業務収益	2,012	3,073
その他経常収益	¹ 2,711	¹ 2,179
経常費用	26,473	25,866
資金調達費用	1,376	1,104
(うち預金利息)	1,273	1,004
役務取引等費用	1,411	1,419
その他業務費用	287	71
営業経費	21,525	21,105
その他経常費用	² 1,872	² 2,166
経常利益	6,118	5,938
特別利益	-	0
固定資産処分益	-	0
特別損失	14	45
固定資産処分損	14	19
減損損失	-	25
税金等調整前四半期純利益	6,103	5,893
法人税、住民税及び事業税	2,082	785
法人税等調整額	7	1
法人税等合計	2,075	786
少数株主損益調整前四半期純利益	4,028	5,106
少数株主利益	5	7
四半期純利益	4,022	5,098

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,028	5,106
その他の包括利益	2,327	14
その他有価証券評価差額金	1,911	14
繰延ヘッジ損益	2	0
土地再評価差額金	419	-
四半期包括利益	6,356	5,092
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,349	5,084
少数株主に係る四半期包括利益	6	8

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自平成24年4月1日
至平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
税金費用の処理	当行及び連結子会社の税金費用は、当第3四半期累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
破綻先債権額	1,494百万円	1,647百万円
延滞債権額	66,680百万円	60,758百万円
3ヵ月以上延滞債権額	31百万円	54百万円
貸出条件緩和債権額	5,882百万円	6,493百万円
合計額	74,089百万円	68,953百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
貸倒引当金戻入益	1,133百万円	212百万円
償却債権取立益	961百万円	1,300百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
貸出金償却	1,366百万円	1,441百万円
株式等償却	8百万円	68百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	1,436百万円	1,761百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	608	40	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	第 種優先株式	450	300	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	456	30	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(注) 平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金9百万円を含んでおります。また、平成23年11月11日取締役会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金5百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	446	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	第 種優先株式	450	300	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	446	30	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

(注) 平成24年6月28日定時株主総会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金4百万円を含んでおります。また、平成24年11月13日取締役会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金3百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略してあります。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	51,411	51,411	-
(2) コールローン及び買入手形	89,107	89,107	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	75	75	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	279,219	282,787	3,568
其他有価証券	375,465	375,465	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,341,372 16,295		
	1,325,076	1,328,667	3,590
資産計	2,120,355	2,127,514	7,158
(1) 預金	2,051,765	2,051,793	27
負債計	2,051,765	2,051,793	27
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(232)	(232)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(36)	(36)	-
デリバティブ取引計	(268)	(268)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
(1) 現金預け金	38,926	38,926	-
(2) コールローン及び買入手形	85,977	85,977	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	215	215	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	296,362	301,967	5,605
其他有価証券	374,750	374,750	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,356,107 15,011		
	1,341,095	1,345,252	4,157
資産計	2,137,327	2,147,090	9,762
(1) 預金	2,059,130	2,059,114	15
負債計	2,059,130	2,059,114	15
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	14	14	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(35)	(35)	-
デリバティブ取引計	(20)	(20)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値及びJS PRICE等の公表価格によっております。

(4) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する売買参考統計値、JS PRICE又は取引金融機関から提示された価格等により行っています。

債券のうち自行保証付私募債は、内部格付、保証割合及び残存期間等を基に、将来のキャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式については取引所の価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づきグルーピングを行い、さらに信用リスクを反映させたキャッシュ・フローを作成し、これを市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日（連結決算日）における四半期連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、四半期連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
非上場株式(1)(2)	1,428	1,423
投資事業組合出資金(3)	1,623	1,351
合計	3,051	2,774

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。前第3四半期連結累計期間において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。当第3四半期連結累計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
- (3) 投資事業組合出資金のうち、投資事業組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。
2. 四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	166,018	167,936	1,918
地方債	24,040	24,686	646
社債	84,160	85,393	1,232
外国証券	5,000	4,770	229
合計	279,219	282,787	3,568

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	176,051	178,778	2,726
地方債	26,038	27,058	1,019
社債	91,271	93,175	1,904
外国証券	3,000	2,954	45
合計	296,362	301,967	5,605

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	3,631	4,417	785
債券	351,758	354,182	2,423
国債	190,696	191,468	772
地方債	40,418	40,684	265
社債	120,644	122,029	1,385
その他	31,035	31,131	96
合計	386,425	389,731	3,305

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	3,508	4,204	696
債券	348,264	350,650	2,385
国債	172,685	173,308	623
地方債	35,283	35,526	243
社債	140,296	141,814	1,518
その他	33,152	33,446	293
合計	384,925	388,301	3,375

(注) 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするともに、評価差額を第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式 0百万円であります。

前第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式 0百万円であります。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式 68百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄については、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計が適用されているため記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	11,780	232	232
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
合計			232	232

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	4,965	14	14
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
合計			14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	268.05	345.41
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	4,022	5,098
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	4,022	5,098
普通株式の期中平均株式数	千株	15,007	14,760
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	211.00	256.06
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	47	49
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	47	49
普通株式増加数	千株	4,284	5,345
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

平成24年11月13日開催の取締役会において、第22期の中間配当につき次のとおり決議しました。

	普通株式	第 種優先株式
中間配当金額	446百万円	- 百万円
1株当たりの中間配当金	30円	- 円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成24年12月5日	

(注) 平成24年11月13日取締役会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが所有する株式に対する配当金3百万円を含んでおります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月 7日

株式会社八千代銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 尚 明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。